

# 北但行政事務組合手数料条例

〔平成28年11月1日〕  
条例第8号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、北但行政事務組合(以下「組合」という。)で特定の者のためにする事務について徴収する手数料に関し、別に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(手数料を徴収する事務及びその額)

第2条 手数料を徴収する事務及びその額は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収時期等)

第3条 手数料は、前条に規定するものについての申請又は交付等の際、申請者から徴収する。

2 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、組合の管理者が特別の理由があると認めるときは、その手数料の全部又は一部を還付することができる。

(手数料の減免)

第4条 手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、これを徴収しない。

- (1) 法令の規定により無料で取扱いをするとき。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者が直接必要とするため申請したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、組合の管理者が特別の事情があると認めたとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合の管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 別表（第2条関係）

	手数料を徴収する事務	手数料の額
1	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による書面の写し等の交付	白黒1面につき 10円 カラー1面につき 20円